

基勞補発0.624第2号

平成22年6月24日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(公 印 省 略)

船員についての保険給付に係る関係機関への照会について

船員に係る給付事務については、「労災保険給付事務取扱手引」(平成13年3月30日付け)及び「労災保険給付事務取扱手引(船員分)」(平成21年12月28日付け)(以下「事務取扱手引(船員分)」という。)に示しているところであるが、事務取扱手引(船員分)において指示している国土交通省への照会については、下記のとおり
の取扱いとするので、事務処理に遺漏のないようお願いする。

なお、本件については国土交通省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 国土交通省地方運輸局に対する照会について

事務取扱手引(船員分)の「Ⅰの第11の5の(3)(28ページ)」及び「Ⅱの第1の2の(2)(31ページ)」に係る照会については、別添により国土交通省あて依頼を行っていることから、別紙により都道府県労働局又は各労働基準監督署から地方運輸局に照会すること。

2 留意点について

- (1) 国土交通省が行う災害発生時監査については、原則、事故が起こった海域を管轄する運輸局が実施しているが、災害直後に当該船舶が他の港に移動した場合は、移動先の港を管轄する運輸局が実施することがある。

については、事業主(船舶所有者)又は事故が起こった海域を管轄する運輸局に対し、電話等において災害発生時監査を行った運輸局について確認した後に、当該運輸局に対して照会を行うことに留意すること。

なお、各地方運輸局において本照会に係る事務を担当する部署は、以下のとおりである。

・北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各運輸局においては

海上安全環境部運航労務監理官

- ・北陸信越運輸局においては海事部運航労務監理官
- ・神戸運輸監理部においては同部海上安全環境部運航労務監理官
- ・沖縄総合事務局においては運輸部運航労務監理官

(2) 本取扱いによる地方運輸局への照会は平成22年8月1日以降に実施すること。

別紙

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

(ただし、神戸運輸監理部は神戸運輸監理部長、
沖縄総合事務局は沖縄総合事務局長あて)

〇〇労働局長

又は〇〇労働基準監督署長

〇〇氏に係る被災状況照会について

下記の者より、労災保険給付に係る請求書の提出が(元号)〇年〇月〇日付けであり
ました。

上記の保険給付の処理を行うため、被災状況等について、労働者災害補償保険法第4
9条の2又は第49条の3に基づき、別紙様式により照会させていただきます。

記

- 被災者の 氏 名 :
生年月日 :
- 被災者を雇用していた船舶所有者名 :
(法人名も含む)
- 災害が発生した船舶の名称 :
- 被災年月日 (元号) 年 月 日

被災状況調査照会書

1 災害の原因及び災害発生状況について

・ 災害発生状況

・ 災害発生原因（所見）

2 災害の原因に係る直接の船員法違反の有無

有 ・ 無 ・ 不明

3 当該法違反に係る措置の程度

4 送検の有無

有 ・ 無

5 有の場合、送検した船員法及び関係省令の条文

6 その他（ ）

※不要な項目がある場合あらかじめ横線で抹消しておくこと。

被災状況調査照会書

1. 災害発生状況等について

・ 災害発生状況

〇〇丸（引火性液体物質ばら積船兼液体化学薬品ばら積船）において荷揚中、タンクからの積荷の吸い上げが悪くなっていることに気づいた被災者が、タンクのマンホールを開け内部を確認したところ、コックの閉め忘れにより吸い上げがされていないと判断し、有機ガス用防毒マスクを着用の上タンク内に降りたが酸欠により意識を失い、病院にて死亡が確認された。

・ 災害発生原因（所見）

酸素の欠乏するおそれのある場所において作業を行うにもかかわらず、酸素の量について検知を行うこと及び呼吸具等必要な保護具を使用していなかった。

2. 災害原因に係る直接の船員法違反の有無

☒ 有

☐ 無

☐ 不明

3. 当該法違反に係る措置の程度

なし

4. 送検の有無

☐ 有

☒ 無

5. 有の場合、送検した船員法及び関係省令の条文

6. その他（ ）

本件は、本来船舶所有者に対し船員労働安全衛生規則第50条第1項第1号及び第2号違反により戒告書を交付する事案であるが、被災者が船舶所有者であるため交付せず。

被災状況調査照会書

1. 災害発生状況等について

・ 災害発生状況

〇〇丸（旅客船兼自動車渡船）において作業用ローリングタワーを用いて車両甲板天井の塗装養生取り外し作業をしていたときに、バランスを崩して甲板上に転落し、負傷した。

・ 災害発生原因（所見）

高所での作業にもかかわらず、保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用していなかった。

2. 災害原因に係る直接の船員法違反の有無

☒ 有

・ 無

・ 不明

3. 当該法違反に係る措置の程度

船員労働安全衛生規則第51条第1項違反により戒告書を交付した。

4. 送検の有無

有

・ ☒ 無

5. 有の場合、送検した船員法及び関係省令の条文

6. その他（ ）